



発行：株式会社しくみ作りプロデュース

〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町 2-2 港陽ビル 4階

TEL 045-550-3629 FAX 045-514-7560 e-mail info@shikumi-pro.jp

発行日：2016年10月20日

トピックス

平成28年分の年末調整に向けて



今年もあと数か月、年末調整の準備の時期になりました。毎年、税制改正などに伴い、留意しておくべき事項がありますので、平成28年分の年末調整における留意事項等を紹介いたします。

平成28年分の年末調整における留意事項等

1 通勤手当の非課税限度額

平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が、10万円から15万円に引き上げられました。この改正は平成28年4月から実施されたことから、**年末調整で精算が必要となる場合があります。**

つまり、平成28年1～3月に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定が適用され所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますので、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額があれば、本年の年末調整の際に精算する必要が生じます。

【注】既に支払われた通勤手当が、改正前の非課税限度額（10万円）以下の人には影響しません。



2 国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用

平成28年1月1日以後に支払われる給与等の源泉徴収又は年末調整において、**非居住者***である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る**扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出又は提示する**必要があります。

*「非居住者」とは、居住者（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人）以外の個人をいいます。



3 年末調整関係書類に係る個人番号（マイナンバー）の記載を不要とする見直し

給与の支払者に対して提出する年末調整関係書類のうち、次に掲げる申告書については、平成28年4月1日以後に提出するものから**個人番号の記載が不要**とされています。

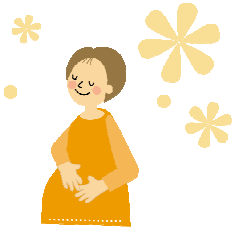
- ① 給与所得者の保険料控除申告書
- ② 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ③ 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ④ 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書



注）給与の支払者が上記①～③の申告書を受理した際に、給与の支払者が個人である場合には、これらの申告書に自らの個人番号を付記する必要はありません（給与の支払者が法人である場合には、法人番号を付記する必要があります）。

国税庁の方針変更により平成28年分以降の住宅借入金等特別控除申告書への個人番号の記載は不要となりましたが、平成26年中に住宅の取得等をした方へは、個人番号欄を設けた住宅借入金等特別控除申告書が送付されています。

各人から提出された住宅借入金等特別控除申告書に誤って個人番号が記載されていた場合は、個人番号をマスキングするなどの対応をする必要があります。



男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に、それぞれマタニティハラスメント（いわゆるマタハラ）を防止するための措置を事業主に義務付ける規定が新設され、平成 29 年 1 月から実施されます。

前回はその基本を取り上げましたが、今回はもう少し具体的な内容を紹介します。

■ ■ いわゆるマタハラの防止措置の類型など ■ ■

次の表1、表2に掲げる事由に関し、その表に掲げるような言動があってはなりません。それら言動を防止するため、事業主は、必要な措置を講じる必要があります。

表1 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置の対象となる言動

事 由		行為者	行為者の言動
○母性健康管理措置 ○産前休業 ○軽易業務転換 ○時間外・休日・深夜業の制限 ○育児時間関係など	①左記の制度の利用の請求等をしたい旨を相談した	上司	解雇その他不利益な取扱いを示唆 請求等をしないように言う
	②左記の制度の利用の請求等をした		解雇その他不利益な取扱いを示唆 請求等を取り下げるように言う
	③左記の制度を利用した		解雇その他不利益な取扱いを示唆 繰り返すまたは継続的に嫌がらせ等をする
	①左記の制度の利用の請求等をしたい旨を伝えた	同僚	繰り返すまたは継続的に請求等をしないように言う
	②左記の制度の利用の請求等をした		繰り返すまたは継続的に請求等を取り下げるように言う
	③左記の制度を利用した		繰り返すまたは継続的に嫌がらせ等をする
妊娠した、出産した、つわり等による労働能率の低下等、就業制限により就業できない		上司	解雇その他不利益な取扱いを示唆 繰り返すまたは継続的に嫌がらせ等をする
		同僚	繰り返すまたは継続的に嫌がらせ等をする

表2 育児休業等に関するハラスメントの防止措置の対象となる言動

事 由		行為者	防止措置の対象となる行為の類型
○育児休業 ○介護休業 ○子の看護休暇 ○介護休暇 ○所定外労働の制限 ○時間外労働の制限 ○深夜業の制限 ○所定労働時間の短縮等関係	①左記の制度の利用の請求等をしたい旨を相談した	上司	解雇その他不利益な取扱いを示唆 請求等をしないように言う
	②左記の制度の利用の請求等をした		解雇その他不利益な取扱いを示唆 請求等を取り下げるように言う
	③左記の制度を利用した		解雇その他不利益な取扱いを示唆 繰り返すまたは継続的に嫌がらせ等をする
	①左記の制度の利用の請求等をしたい旨を伝えた	同僚	繰り返すまたは継続的に請求等をしないように言う
	②左記の制度の利用の請求等をした		繰り返すまたは継続的に請求等を取り下げるように言う
	③左記の制度を利用した		繰り返すまたは継続的に嫌がらせ等をする

表1・表2に掲げる事由に関して、業務上の必要性に基づいた言動をすることは、今回の防止措置の対象とはなりません。

●業務上の必要性に基づく言動の例

- ・業務体制を見直すため、上司が育児休業をいつからいつまで取得するのか確認すること
- ・同僚が自分の休暇との調整をする目的で休業の期間を尋ね、変更を相談すること
- ・上司や同僚が妊婦への負担を考慮して「もう少し楽な業務にかわってはどうか」と配慮すること など

労働者の意向を確認する行為までがハラスメントに該当するわけではありませんが、強い口調や横柄な態度で伝えてしまうとハラスメントと誤解される可能性もありますので、会社として注意・配慮が必要です。



平成 28 年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。すべての都道府県において増額改定が行われ、全国加重平均で対前年比 25 円の上昇となりました。使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第 40 条により、50 万円以下の罰金に処されます。

都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成 27 年度	都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成 27 年度
北海道	786 円 (764 円)	滋賀	788 円 (764 円)
青森	716 円 (695 円)	京都	831 円 (807 円)
岩手	716 円 (695 円)	大阪	883 円 (858 円)
宮城	748 円 (726 円)	兵庫	819 円 (794 円)
秋田	716 円 (695 円)	奈良	762 円 (740 円)
山形	717 円 (696 円)	和歌山	753 円 (731 円)
福島	726 円 (705 円)	鳥取	715 円 (693 円)
茨城	771 円 (747 円)	島根	718 円 (696 円)
栃木	775 円 (751 円)	岡山	757 円 (735 円)
群馬	759 円 (737 円)	広島	793 円 (769 円)
埼玉	845 円 (820 円)	山口	753 円 (731 円)
千葉	842 円 (817 円)	徳島	716 円 (695 円)
東京	932 円 (907 円)	香川	742 円 (719 円)
神奈川	930 円 (905 円)	愛媛	717 円 (696 円)
新潟	753 円 (731 円)	高知	715 円 (693 円)
富山	770 円 (746 円)	福岡	765 円 (743 円)
石川	757 円 (735 円)	佐賀	715 円 (694 円)
福井	754 円 (732 円)	長崎	715 円 (694 円)
山梨	759 円 (737 円)	熊本	715 円 (694 円)
長野	770 円 (746 円)	大分	715 円 (694 円)
岐阜	776 円 (754 円)	宮崎	714 円 (693 円)
静岡	807 円 (783 円)	鹿児島	715 円 (694 円)
愛知	845 円 (820 円)	沖縄	714 円 (693 円)
三重	795 円 (771 円)		
全国加重平均額			823 円 (798 円)

最低賃金の計算方法

- 時給制の場合：「時間給 \geq 最低賃金額」ならOK
- 日給制の場合：「{日給 \div 1日の所定労働時間} \geq 最低賃金額」ならOK
- 月給制の場合：「{(月給 \times 12) \div 年間総所定労働時間} \geq 最低賃金額」ならOK



ポイント 以下の賃金については、最低賃金の対象から除かれます。

- ・ 臨時に支払われる賃金（結婚一時金など）
- ・ 1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）
- ・ 所定労働時間を超える、または所定労働日以外について支払われる賃金（時間外割増賃金、休日割増賃金など）
- ・ 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働について支払われる賃金のうち、通常の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ・ 精皆勤手当
- ・ 通勤手当
- ・ 家族手当



平成28年10月19日から、新たに「65歳超雇用推進助成金」が創設されました。この制度は、65歳以上への定年引上げ等の取組みを実施した事業主に対して助成するものであり、高年齢者の就労機会の確保および希望者全員が安心して働ける雇用基盤の整備を目的としています。

1 主な受給条件

次の①～③までのいずれかに該当する新しい制度を、平成28年10月19日以降において労働協約または就業規則に定め、導入した事業主であること。

- ①旧定年年齢を上回る65歳以上への定年引上げ
- ②定年の定め廃止
- ③旧定年年齢及び旧継続雇用年齢を上回る、66歳以上の継続雇用制度の導入

2 支給額

内 容	支給額
65歳への定年の引上げ	100万円
66歳以上への定年引上げまたは定年の定め廃止	120万円
希望者全員を66～69歳まで継続雇用する制度の導入	60万円
希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入	80万円

※定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額の併給はありません。(定年引上げを実施した際の額が上限)

このほか雇用分野の助成金制度に大きな変更があります。詳しい内容は弊社までお問い合わせください。

- ・労働移動支援助成金（再就職支援奨励金・受入れ人材育成支援助成金の増額）
- ・特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発助成金の新設）
- ・両立支援等助成金（介護離職防止支援助成金の新設）
- ・人材確保等支援助成金（職場定着支援助成金の改定）
- ・キャリアアップ助成金（金額の増額改定）
- ・キャリア形成促進助成金（助成金支給対象研修の拡大）

お仕事 カレンダー 11月

11/10	<ul style="list-style-type: none"> ●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ●10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
11/15	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税予定納税額の減税申請
11/30	<ul style="list-style-type: none"> ●10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●所得税の予定納税額の修正申告 ●所得税の予定納税額の支払 ●個人事業税の納付(納付対象:第2期分) ●9月決算法人の確定申告・翌年3月決算法人の中間申告 ●12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告